

. 秘密保持とリスクマネジメント

1. 記録の保管

50

| 利用者の記録の保管方法を定めて、それを基に適切に記録を保管していますか。 | |
|---|---|
| 達成度の評価 | 改善に向けての取組み状況 |
| 実施できている | <ul style="list-style-type: none"> a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない |
| 実施できているが不十分 —————▶ | |
| 実施できていない —————▶ | |
| (具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等) | |
| 注釈) 記録の保管方法については、次のことを定めてください。 記録の保管責任者 記録の保管場所 記録の利用方法とその手続き 記録の保管期間 | |

2. プライバシーの保護及び個人情報の適切な管理

51

| 利用者のプライバシー及び個人情報を適切に管理するために必要なマニュアル等を作成し、それに基づいて適切に扱い、また、管理するとともに、定期的に研修等を行い周知徹底を図っていますか。 | |
|---|---|
| 達成度の評価 | 改善に向けての取組み状況 |
| 実施できている | <ul style="list-style-type: none"> a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない |
| 実施できているが不十分 —————▶ | |
| 実施できていない —————▶ | |
| (具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等) | |

3. 個人情報の取り扱いに関する同意書の作成と締結

52

利用者及びその家族の個人情報を取り扱うために、利用者等との間で同意書等を作成し、利用契約時に説明するとともに同意を得ていますか。

| 達成度の評価 | 改善に向けての取組み状況 |
|---|---|
| 実施できている | a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない |
| 実施できているが不十分 → | |
| 実施できていない → | |
| (具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等) | |
| 注釈) 事業者側が個人情報を乱用しないようにしなければなりません。 同意書は、原則として、ケアマネジメント業務に伴う個人情報の範囲で事前に同意を得る内容とし、ケアマネジメント業務以外の事で情報を活用する場合には、その都度利用者等に確認するように取り扱う必要があります。 | |

4. プライバシーの保護に関する誓約書等の作成

53

ケアマネジメント業務を通じて得られた利用者及びその家族に関する情報について、就業中はもとより退職後においても漏らさないようにするために誓約書等を作成していますか。

| 達成度の評価 | 改善に向けての取組み状況 |
|---------------------------------|---|
| 実施できている | a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない |
| 実施できているが不十分 → | |
| 実施できていない → | |
| (具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等) | |
| 注釈) 誓約書については、就業規則で規定することが望ましい。 | |

5. 事故防止対策 1

54

事故を発生させないためにリスクマネジメント等の取り組みを実施していますか。

| 達成度の評価 | 改善に向けての取組み状況 |
|---|---|
| 実施できている | a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない |
| 実施できているが不十分 → | |
| 実施できていない → | |
| (具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等) | |
| 注釈) マニュアル(チェックリスト)を作成するだけでなく、それを基に定期的に点検を行うことが重要です。なお、介護支援専門員に關係する事故としては次のような場合が予測されます。 利用者の訪問調査時やその他日常のケアマネジメント業務中に、身体状況や日常生活動作等を確認する時に発生する場合 利用者や各居宅サービス事業者に対する説明不足により発生する場合 (説明責任を十分に果たしていないことにより、利用者や各居宅サービス事業者が事故を発生させてしまった場合) 利用者のプライバシーに配慮することなく情報提供を行った場合 | |

6. 事故防止対策 2

55

ケアマネジメント業務中に幸いに事故には至らなかったが、ヒヤッしたりハットした事象について上司に報告させるとともに、事業所内で協議し、事故防止に活かしていますか。

| 達成度の評価 | 改善に向けての取組み状況 |
|---|---|
| 実施できている | a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない |
| 実施できているが不十分 → | |
| 実施できていない → | |
| (具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等) | |
| 注釈) 説明責任を十分に果たしていなかったことによる事故の場合は、事故発生後に気がつくことが多い傾向にあります。事故は再発を予防することが重要です。「ヒヤリ・ハット」報告はもちろんのこと、発生した事故についてもその内容について記録するとともに分析し、事故防止に活かす必要があります。 | |

7. 事故発生時の連絡体制

56

利用者の病状の急変や事故発生時等緊急時の対処方法，連絡体制(主治医への連絡等)が整備されていますか。

| 達成度の評価 | 改善に向けての取組み状況 |
|--|---|
| 実施できている | a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面，改善に着手しない |
| 実施できているが不十分 → | |
| 実施できていない → | |
| (具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等) | |
| 注釈)次に例示されるような点に留意し，工夫をしてください。 利用者の病状の急変や事故発生時等，緊急時の対応マニュアルを作成し，事業所全体に周知徹底するとともに，実際に訓練・研修を行う 一人暮らし等でも家族等への緊急連絡先を事前に確認しておく 実際に事故が発生した場合は，保険者に報告する | |

8. 災害(火災・震災等)時の対策

57

災害(火災・震災等)時における適切な対策が立てられていますか。

| 達成度の評価 | 改善に向けての取組み状況 |
|--|---|
| 実施できている | a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面，改善に着手しない |
| 実施できているが不十分 → | |
| 実施できていない → | |
| (具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等) | |
| 注釈)次に例示されるような点に留意し，工夫をしてください。 利用者世帯の非常時の連絡体制，緊急連絡先の事前確認 災害等の時に対応すべき利用者名簿の作成 (特に，一人暮らしの利用者の名簿作成) | |

賠償責任等に備えて、保険に加入していますか。

| 達成度の評価 | 改善に向けての取組み状況 |
|---------------------------------|---|
| 実施できている | a 既に着手している b 早急(本年度中)に改善着手 c 来年度以降の改善に着手している d 改善の必要性と実現可能性の検討に着手 e 当面、改善に着手しない |
| 実施できているが不十分 → | |
| 実施できていない → | |
| (具体的な実施状況 / 実施が不十分・実施できていない理由等) | |
| 注釈) 賠償責任や災害発生時等に備えて保険に加入してください。 | |